

第1章

市民公益活動のポイント

- 市民公益活動とは？
- NPOとは？
- NPO法人制度とは？
- ボランティアとは—ボランティアとNPOとの関係は？
- コミュニティ活動などとの関係は？
- 市民公益活動団体と行政との関係は？
- 市民公益活動団体と行政との協働推進のために
- 高槻市市民公益活動サポートセンターとは？

■市民公益活動のポイント

ボランティア元年といわれた阪神・淡路大震災における救助・救援活動の高まり以降、自分たちの手で地域や社会を良くしていきたい、そして、自己の生活に生きがいと充実感を得たいという思いを持って、NPOやボランティアの活動に参加を希望する市民が増加し、現在では多くの団体が様々な分野で活動されています。

これらの活動は、近年の少子・高齢化の進展など、社会経済環境の変化や価値観の多様化の中で、ますます重要な役割を担うとともに、今後のまちづくりにとってもその役割が高まっています。

ここでは、こうした活動への理解、そして、参加と協働のネットワークを一層広げるためのいくつかのポイントについて紹介します。

市民公益活動とは？

市民の自主的活動は、NPOやボランティア活動のほか、地縁を基にした交流や地域防災、環境問題など地域の課題全般に関わるコミュニティ組織の活動、生活の豊かさや自己実現を目指す文化・スポーツなどの社会教育・生涯学習活動など、様々な形態で展開されています。

高槻市では、「様々な社会経済的な課題の解決に向けて、市民が自主的・主体的に、営利を目的とせず、公益（不特定多数の人の利益）の増進に寄与することを目的として取り組むボランティアやNPOの社会貢献活動」を「市民公益活動」と位置付け促進を図っています。

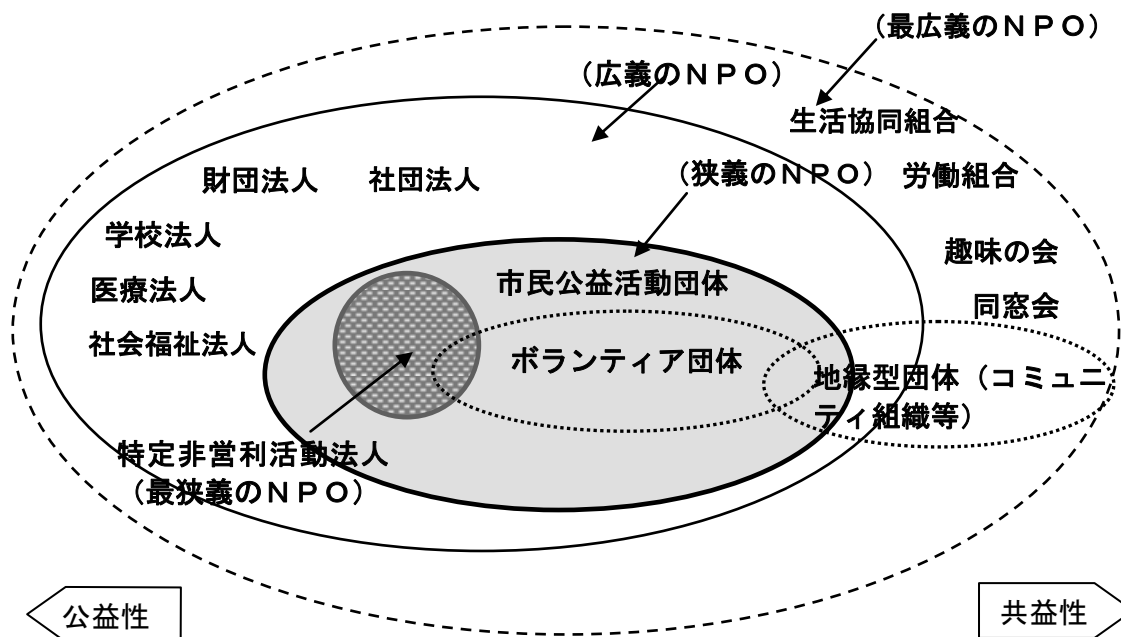
NPOとは？

NPO（Nonprofit Organization）は、民間の非営利組織のことで、福祉や環境、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織を指します。①正式に組織されていること、②民間であること、③利益配分をしないこと、④自己統治していること、⑤自発的であることなどの特徴が挙げられていますが、これらの特徴をもつ団体には、法人格を持たないボランティア団体から特定非営利活動促進法に基づいて認証された特定非営利活動法人（NPO法人、2ページ図参照：「最狭義のNPO」）、財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、労働組合、自治会などの地縁型団体、同窓会など非営利の民間団体の全てが含まれることとなります（2ページ図参照：「最広義のNPO」）。

平成12年度版国民生活白書では「NPOにどのような団体が含まれるかは、いろいろな考え方が存在していて使われ方は統一されていない」のが現状としつつ、「NPO法人や法人格を取得しない市民活動団体・ボランティア団体」をNPOとして取り扱うとしています。

高槻市の市民公益活動推進方針では、同国民生活白書を参考に、特定非営利活動法人や法人格を取得しない非営利の社会貢献団体をNPOとして取り扱い（2ページ図参照：「狭義のNPO」）、市民公益活動団体と同じ意味に捉えています。

多様なNPOと定義上の関係



NPO法人制度とは？

「特定非営利活動促進法」に基づき認証を得ると、法人格を取得することができます。こうした団体が特定非営利活動法人（NPO法人）です。活動をする上で必ず法人格が必要ということではなく、法人格を持たない任意団体として活動しているところも多数ありますが、団体として事務所の賃借や不動産の登記などの法律行為を行う場合は、法人格を持っていないと、団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがあります。

特定非営利活動促進法は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得する道を開くための法人格付与制度です。このハンドブックでは、140ページ以降に詳しくNPO法人制度についての説明を掲載しています。

ボランティアとは—ボランティアとNPOとの関係は？

ボランティアやボランティア活動の意義については、多くの機会でも語られていますが、NPOとの関係では、一般的にボランティアは活動する個人を指すのに対し、NPOはその活動する人たちが集まってつくる組織・団体を示す言葉です。ボランティアが集まって活動を行う団体のことを「ボランティア団体」と言いますが、これもNPOに含まれます。NPOにとってボランティアは、組織等を支える原動力として不可欠な存在であり、ボランティアにとってNPOは、生きがいや自己実現などの場を提供してくれる主体（組織）といえます。NPOの活動が活発に展開されるためには、両者の結びつきが重要です。

コミュニティ活動などとの関係は？

個別の社会的目的をもって活動する市民公益活動と、自治会をはじめとした地域課題包括型の活動を行うコミュニティ活動とでは、行動原理や組織的性格などは違いますが、地域の社会貢献活動という点では同じ面を持つ取り組みでもあります。また、社会教育・生涯学習活動の分野についても、学習グループや団体を通して社会貢献活動に取り組むなど社会的役割を果たす面もあります。これからの地域社会においては、地域の実態を適切に把握している自治会等の地縁団体や商店街等に加えて、NPO法人や社会福祉法人、公益法人、企業等といった多様な主体が地域活動に参画し、協働して地域の諸課題を解決していくとする機運が高まっています。

こうしたことから、相互に連携やネットワーク化が図られるような活動のあり方が求められています。

市民公益活動団体と行政との関係は？

市民公益活動団体と行政は、「相互に特性を認め合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行う」などの「協働」の関係づくりが求められています。高槻市の総合計画では、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、課題を共有し、協働したまちづくりを進めることを掲げています。こうしたまちづくりには、市民一人ひとりの参画はもちろんのことですが、様々な社会的目的の実現を目指して活動を行う市民公益活動団体との協働の推進が重要になります。

市民公益活動団体と行政との協働推進のために

市民公益活動団体と行政との協働関係の構築には、自発性、機動性、効率性、先駆性といった市民公益活動の特性を活かし、柔軟で安定した市民サービスを実現するという大きな意味があります。高槻市は、次の五つの原則を基本に、積極的な情報提供、協働する領域の拡大と活動しやすい環境の整備などにより、一層の推進を図っています。

<協働の原則>

① 対等の原則

市民公益活動団体と行政が協働して課題解決等に向けた取り組みをする際には、協働の相手方を自立した存在と認識し、相互が上下関係ではなく横の関係にあることを前提として、対等に連携するよう努める。

② 自主性確保と自立化推進の原則

市民公益活動団体が、自主的な立場で自立して事業を展開でき、相互に依存や癒着関係に陥らないよう努める。

③ 相互理解と相乗効果の原則

市民公益活動団体と行政とは意思決定の仕組みや行動原理が異なるため、相互の特性を理解し合い、社会的課題等の解決目標を共有して、両者が単独・独自に事業を進める以上の効果を生み出すよう努める。

④ 公開の原則

特定の市民公益活動団体と行政が協働を行う時は、両者の関係は、外からよく見える、開かれた状態であることが必要です。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もが参入できるよう努める。

⑤ 目的共有の原則

独自の目的や使命を持ち自律的に活動を行う市民公益活動団体と行政との間で協働関係が成立するには、意見交流と積極的な情報提供を行うことによる相互理解への努力を通して、目的の共有を図れるよう努める。

高槻市市民公益活動サポートセンターとは？

高槻市市民公益活動サポートセンターは、NPOやボランティア団体などの市民公益活動を支援し、その促進を図るための拠点施設です。サポートセンターは、市民により組織された高槻市市民公益活動サポートセンター管理運営委員会が主体となり、高槻市との連携により運営しており、市民や団体への各種情報提供や団体間の交流促進、運営支援等を行っております。これからNPO・ボランティア活動に参加を検討されている方の相談なども行っておりますので、気軽に利用いただけます。

また、サポートセンターは、市民向けのNPO活動等に関する講座や「たかつきNPO協働フェスタ」の開催、NPO法人の設立に向けた相談（要事前予約）、高槻市と協働で地域貢献に取り組もうとするサポートセンターの登録団体に対して、上限10万円を助成する「協働プラザ 市民と行政との協働応援事業」といった独自の取組を行うなど、多様な事業展開を行っております。

なお、高槻市市民公益活動サポートセンターに関する詳細は、本冊子の126ページから掲載しております。

（注：この章の内容につきましては、内閣府「NPO関係ホームページ」、「大阪府府民協働促進指針」、「大阪府NPO活動活性化指針」、「高槻市市民活動促進懇話会報告書」「高槻市市民公益活動推進方針」を参考に、一部引用を行っております。）